

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書の提出をお願いいたします。

【留意事項】

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) (1)～(4)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

2 案件名

「法医鑑定用消耗品」別添見積依頼案件のとおり

3 仕様書、見積書の問合せ先及び提出先

- (1) 仕様書、見積書についての問合せ先及び提出先
新潟県警察本部警務部会計課調度係
〒950-8553 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話番号 025-285-0110(内線2234)
- (2) 見積書の提出期限 平成30年7月11日(水)17時15分 必着
※ 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、封筒の表に「法医鑑定用消耗品オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしてください。

4 宛名

「新潟県警察会計担当官」として下さい。

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込）となります。

6 見積合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者のみ連絡します。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成します。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記5において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。